

## 静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、本市の魅力を市内外に向けて情報発信するとともに、本市を訪れる観光客の増加を図るため、賑わい創出イベントの開催において必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、増額する事業費を負担する主催者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「賑わい創出イベント」とは、次に掲げる要件の全てを満たすイベントをいう。

- (1) 本市の賑わい創出を主な目的としているイベントであること。
- (2) 営利を目的とせず、公共性が認められるイベントであること。
- (3) 市が後援するイベントであること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、賑わい創出イベントの開催及びその円滑な運営を主たる目的として組織された団体とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、賑わい創出イベントに際して行われる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料で、市長が必要があると認めるものとする。ただし、補助事業の実施に当たり、国、県、市その他の団体からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受ける場合には、当該補助金の額に相当する経費は、補助対象経費としない。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、1,000万円を限度とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しな

ければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定しない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の運営に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指示した事項を遵守すること。

(変更又は中止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ賑わい創出イベント感染症対策事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更又は中止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、賑わい創出イベント感染症対策事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに賑わい創出イベント感染症対策事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施を証する写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による事業実績書を受領した場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。  
(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。  
(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、賑わい創出イベント感染症対策事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 3 概算払により交付した補助金の額と第13条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明

らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 ⎓ 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申請者 代表者 ⎓ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ㊟

電話

賑わい創出イベント感染症対策事業補助金の交付を受けたいので、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様

静岡市長 氏 名 印

賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました賑わい創出イベント感染症対策事業補助金については、次のとおり交付の決定をしたので、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により通知します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付の時期

4 交付の条件

- （1）静岡市補助金等交付規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （3）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （4）補助事業の運営に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならないこと。
- （5）補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費

税仕入控除税額」という。)がある場合は次のとおり取り扱うこと。

- ア 要綱第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
  - イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
    - (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
    - (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指示した事項を遵守すること。

## 5 その他

様式第3号その1 (第10条関係)

賑わい創出イベント感染症対策事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主  
たる事務所の所在地

申請者 代表者 } 法人にあっては、その名  
称及び代表者の氏名 ⑩

電話

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた賑わい創出イベント  
感染症対策事業について、事業計画を変更したいので、静岡市賑わい創出イベント感染症対  
策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更後の補助金交付申請額 円

5 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書



様式第3号その2 (第10条関係)

賑わい創出イベント感染症対策事業中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主  
たる事務所の所在地

申請者 代表者 } 法人にあっては、その名  
称及び代表者の氏名 ㊟

電話

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた賑わい創出イベン  
ト感染症対策事業について、事業を中止したいので、静岡市賑わい創出イベント感染症対  
策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 中止の理由
- 3 実績

様式第4号その1（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

賑わい創出イベント感染症対策事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました賑わい創出イベント感染症対策事業の変更については、次のとおり承認をしたので、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 事業の名称

2 変更承認後の補助金交付決定額 円

3 交付の時期

4 交付の条件

5 その他

様式第4号その2（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

賑わい創出イベント感染症対策事業中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました賑わい創出イベント感染症対策事業の中止について、これを承認したので、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

様式第5号（第12条関係）

賑わい創出イベント感染症対策事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$   
報告者 代表者  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$  ㊟  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた賑わい創出  
イベント感染症対策事業が完了したので、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助  
金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施を証する写真

様式第6号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定をした賑わい創出イベント感染症対策事業補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

様式第7号（第15条関係）

賑わい創出イベント感染症対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所	〔 法人にあつては、その主 たる事務所の所在地 〕
請求者 代表者	
電話	〔 法人にあつては、その名 称及び代表者の氏名 〕 ㊟

静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額                      円
- 3 補助金の概算払を受けようとする理由
- 4 振込口座

様式第8号（第16条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	⑩
報告者	氏名		
	電話		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円